

新	旧	備考
<p>貿易代金貸付保険（2年未満個別保険）の取扱いについて</p> <p>平成13年4月1日 01-制度-00071 最終改正 平成21年 <u>3月25日</u> 一部改正</p> <p>貿易代金貸付保険約款により保険契約を締結する場合には、下記により取り扱うこととする。</p> <p>記</p> <p>[I] 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等</p> <p>1. 基本的取扱事項</p> <p>この規程の対象とする契約は、取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No.600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。以下「ILC」という。）により一覽払いで決済される輸出契約及び仲介貿易契約（以下「輸出契約等」という。）に係る輸出代金貸付契約及び仲介貿易代金貸付契約（以下「貸付契約」という。）のうち「別紙1 2年未満案件の解釈等」に該当する2年未満案件に限るものとする。</p> <p>国際的取決めに基づく基準に適合しない貸付契約又は契約金額が500億円を超える貸付契約については、原則として保険契約を締結しないこととする。</p>	<p>貿易代金貸付保険（2年未満個別保険）の取扱いについて</p> <p>平成13年4月1日 01-制度-00071 最終改正 平成21年 <u>2月20日</u> 一部改正</p> <p>貿易代金貸付保険約款により保険契約を締結する場合には、下記により取り扱うこととする。</p> <p>記</p> <p>[I] 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等</p> <p>1. 基本的取扱事項</p> <p>この規程の対象とする契約は、取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No.600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。以下「ILC」という。）により一覽払いで決済される輸出契約及び仲介貿易契約（以下「輸出契約等」という。）に係る輸出代金貸付契約及び仲介貿易代金貸付契約（以下「貸付契約」という。）のうち「別紙1 2年未満案件の解釈等」に該当する2年未満案件に限るものとする。</p> <p><u>ベルン・ユニオン等国際的取決めに基づく基準に適合しない貸付契約又は契約金額が500億円を超える貸付契約については、原則として保険契約を締結しないこととする。</u></p> <p><u>なお、ベルン・ユニオン「GENERAL UNDERSTANDING」の取決めにおいて信用供与期間が最長180日に規制されている品目は「別紙2</u></p>	

貸付契約に関して不正競争防止法（平成5年法律第47号）の贈賄に関する規定の違反があった場合には、原則として保険契約を締結しないこととする。

この規程に適合しない貸付契約であっても、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書（「貿易保険に係る保険契約締結の内諾について」（平成13年4月1日01-制度-00060）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）を発行した貸付契約は、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。

なお、保険契約の締結に条件がある内諾書にあっては、当該条件を満たす貸付契約に限るものとする。

ただし、次のすべての条件を満たす案件にあってはこの限りではなく、内諾書を発行したものとみなすものとする。

イ．契約金額が1億円未満のもの

ロ．償還国又は保証国のいずれも国カテゴリーHの国でないもの

ハ．償還期間が1年以内のもの

貸付契約における償還国及び保証国の取扱いは、「別紙2 償還国等の取扱い」によるものとする。

貿易代金貸付保険（2年未満）個別保険の保険契約は、貸付契約の相手方が保険契約の申込時（保険契約の締結後に代金等の額が増額変更された場合の当該増額部分にあっては、内容変更承認申請時。以下同じ。）において「海外商社名簿について」（平成13年4月1日01-制度-00063）第1条に基づき作成された海外商社名簿（以下「名簿」という。）のGS格、GA格、GE格又はSA格に格付けされた銀行である場合に限り、保険契約を締結するものとする。

2．保険契約のてん補設定

消費財等」のとおりとする。

貸付契約に関して不正競争防止法（平成5年法律第47号）の贈賄に関する規定の違反があった場合には、原則として保険契約を締結しないこととする。

この規程に適合しない貸付契約であっても、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書（「貿易保険に係る保険契約締結の内諾について」（平成13年4月1日01-制度-00060）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）を発行した貸付契約は、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。

なお、保険契約の締結に条件がある内諾書にあっては、当該条件を満たす貸付契約に限るものとする。

ただし、次のすべての条件を満たす案件にあってはこの限りではなく、内諾書を発行したものとみなすものとする。

イ．契約金額が1億円未満のもの

ロ．償還国又は保証国のいずれも国カテゴリーHの国でないもの

ハ．償還期間が1年以内のもの

貸付契約における償還国及び保証国の取扱いは、「別紙3 償還国等の取扱い」によるものとする。

貿易代金貸付保険（2年未満）個別保険の保険契約は、貸付契約の相手方が保険契約の申込時（保険契約の締結後に代金等の額が増額変更された場合の当該増額部分にあっては、内容変更承認申請時。以下同じ。）において「海外商社名簿について」（平成13年4月1日01-制度-00063）第1条に基づき作成された海外商社名簿（以下「名簿」という。）のGS格、GA格、GE格又はSA格に格付けされた銀行である場合に限り、保険契約を締結するものとする。

2．保険契約のてん補設定

<p>保険契約の締結は、非常危険（貸付後）を付保することを原則とし、信用危険（貸付後）を付保する場合にあっては、非常危険（貸付後）と合わせて保険契約を締結するものとする。</p> <p>3．貸付契約に係る取扱事項</p> <p>貸付契約の保険価額は、貸付契約に定められた貸付金債権のすべてを対象とする。</p> <p>貸付金の額を保険価額とし、非常危険に係る付保率は97.5%、信用危険に係る付保率は90%として保険金額を設定する。</p> <p>ただし、日本貿易保険が特に認める場合にはこの限りではない。</p> <p>4．その他</p> <p>「別紙3 原子力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等」又は「別紙4 水力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等」に該当する輸出契約等に係る貸付契約については、この規程で定める他の取扱事項の規定にかかわらず、保険契約を締結しないものとする。ただし、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した場合は、当該内諾書に基づき保険契約を締結するものとする。</p> <p>[] 貿易代金貸付保険（2年未満）個別保険の「別表 国別引受基準」に基づく取扱事項</p> <p>貿易代金貸付保険（2年未満）個別保険の保険契約の締結は、「別表 国別引受基準」に掲げる条件により行うものとし、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>なお、「別表 国別引受基準」については、償還国（保証国がある場合には当該保証国）の引受態度を適用する。</p> <p>ただし、イラク及び3．に該当する国を償還国とする場合は、当該国の引受態度を適用する。</p>	<p>保険契約の締結は、非常危険（貸付後）を付保することを原則とし、信用危険（貸付後）を付保する場合にあっては、非常危険（貸付後）と合わせて保険契約を締結するものとする。</p> <p>3．貸付契約に係る取扱事項</p> <p>貸付契約の保険価額は、貸付契約に定められた貸付金債権のすべてを対象とする。</p> <p>貸付金の額を保険価額とし、非常危険に係る付保率は97.5%、信用危険に係る付保率は90%として保険金額を設定する。</p> <p>ただし、日本貿易保険が特に認める場合にはこの限りではない。</p> <p>4．その他</p> <p>「別紙4 原子力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等」又は「別紙5 水力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等」に該当する輸出契約等に係る貸付契約については、この規程で定める他の取扱事項の規定にかかわらず、保険契約を締結しないものとする。ただし、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した場合は、当該内諾書に基づき保険契約を締結するものとする。</p> <p>[] 貿易代金貸付保険（2年未満）個別保険の「別表 国別引受基準」に基づく取扱事項</p> <p>貿易代金貸付保険（2年未満）個別保険の保険契約の締結は、「別表 国別引受基準」に掲げる条件により行うものとし、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>なお、「別表 国別引受基準」については、償還国（保証国がある場合には当該保証国）の引受態度を適用する。</p> <p>ただし、イラク及び3．に該当する国を償還国とする場合は、当該国の引受態度を適用する。</p>	
--	--	--

<p>1. 条件付引受国</p> <p>条件付引受国とは、「別表 国別引受基準」に掲げる国のうち、『態度』欄において「 」と記載のある国をいう。当該国が償還国又は保証国となる貸付契約については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>『償還期間』欄において記載のある国については、その期間を最長の償還期間として</p> <p>保険契約を締結するものとする。</p> <p>『案件枠』欄において記載のある国については、その案件枠を貸付契約の金額の上限</p> <p>として保険契約を締結するものとする。</p> <p>『その他の条件』欄において記載のある国については、当該記載内容に従い保険契約</p> <p>を締結するものとする。</p> <p>2. 特定制限国</p> <p>特定制限国とは、「別表 国別引受基準」に掲げる国のうち、『態度』欄において「 」と記載のある国をいう。当該国が償還国又は保証国となる貸付契約については、保険契約を締結しない。</p> <p>ただし、イラクを償還国又は保証国とする貸付契約であって、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した貸付契約を除く。</p> <p>3. 引受停止国</p> <p>引受停止国とは、「別表 国別引受基準」に掲げる国のうち、『態度』欄において「×」と記載のある国をいう。当該国が償還国又は保証国となる貸付契約については、保険契約を締結しない。</p> <p>附 則〔抄〕</p> <p>附 則〔平成 19 年 7 月 2 日〕</p>	<p>1. 条件付引受国</p> <p>条件付引受国とは、「別表 国別引受基準」に掲げる国のうち、『態度』欄において「 」と記載のある国をいう。当該国が償還国又は保証国となる貸付契約については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>『償還期間』欄において記載のある国については、その期間を最長の償還期間として</p> <p>保険契約を締結するものとする。</p> <p>『案件枠』欄において記載のある国については、その案件枠を貸付契約の金額の上限</p> <p>として保険契約を締結するものとする。</p> <p>『その他の条件』欄において記載のある国については、当該記載内容に従い保険契約</p> <p>を締結するものとする。</p> <p>2. 特定制限国</p> <p>特定制限国とは、「別表 国別引受基準」に掲げる国のうち、『態度』欄において「 」と記載のある国をいう。当該国が償還国又は保証国となる貸付契約については、保険契約を締結しない。</p> <p>ただし、イラクを償還国又は保証国とする貸付契約であって、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した貸付契約を除く。</p> <p>3. 引受停止国</p> <p>引受停止国とは、「別表 国別引受基準」に掲げる国のうち、『態度』欄において「×」と記載のある国をいう。当該国が償還国又は保証国となる貸付契約については、保険契約を締結しない。</p> <p>附 則〔抄〕</p> <p>附 則〔平成 19 年 7 月 2 日〕</p>	
---	---	--

<p>改正後の[] 1 . の規定中「信用状統一規則 (UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600) 」とあるのは、当分の間、「信用状統一規則 (UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 1993 REVISION, ICC PUBLICATION No. 500) 若しくは信用状統一規則 (UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600) 」とする。</p> <p>この改正は、平成 19 年 7 月 9 日から実施する。</p> <p>附 則〔平成 21 年 <u>3 月 25 日</u>〕</p> <p>この改正は、平成 21 年 <u>4 月 1 日</u>から実施する。</p>	<p>改正後の[] 1 . の規定中「信用状統一規則 (UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600) 」とあるのは、当分の間、「信用状統一規則 (UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 1993 REVISION, ICC PUBLICATION No. 500) 若しくは信用状統一規則 (UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600) 」とする。</p> <p>この改正は、平成 19 年 7 月 9 日から実施する。</p> <p>附 則〔平成 21 年 <u>2 月 20 日</u>〕</p> <p>この改正は、平成 21 年 <u>2 月 23 日</u>から実施する。</p>	
--	---	--

[別紙 1]

削除

[別紙 1]

[別紙 2]

消費財等

消費財等とは、ベルン・ユニオン「GENERAL UNDERSTANDING」の取極めにおいて信用供与期間が最大 180 日と規制されている原材料、半製品及び消費財であって、以下に掲げる分類に該当する品目をいう。

(注)「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」(HS 条約)の附属書として採択された「商品の名称及び分類についての統一システム」(Harmonized Commodity Description and Coding System 『HS』)及び輸出統計品目表の分類に拠る。

第2類 ~ 第5類
第6類 (0601,0602を除く。)
第7類 (0701-10を除く。) ~ 第9類 (0909を除く。)
第10類 (1005-10,1006-10,1008-10を除く。)
第11類
第12類 (1209を除く。)
第13類 ~ 第30類
第32類 ~ 第37類
第38類 (3808を除く。)
第39類 ~ 第71類 (3922,3923,3925,4011 ~ 4013,4016-94,
4822,6813,6902 (耐火れんがに限る。))を除く。)
第72類のうち
Rough-steel(ingots,slabs,blooms,billets bars and rods)7201 ~
7207,7218,7224
Light-steel7208-27,-39,-54,7209-16 ~ 7209-18,7209-26 ~ 7209-28
(Tin Plate)7210-11,-12,7212-10
(Rod)7213 ~ 7215,7221,7222,7227,7228
(Wire)7217,7223,7229
第73類のうち 7317 ~ 7319,7320-20,7320-90,7323
第74類のうち 7401 ~ 7407,7409,7410,7414 ~ 7418
第75類のうち 7501 ~ 7506,7508
第76類のうち 7601 ~ 7604,7606,7607,7615,7616
第78類のうち 7801 ~ 7804
第79類のうち 7901 ~ 7905
第80類のうち 8001 ~ 8005
第81類
第82類のうち 8211 ~ 8215
第83類のうち 8304 ~ 8311
第93類のうち 9306-21,9306-29
第94類 (9402,9406-00を除く。) ~ 第97類

[別紙2] (略)
[別紙3] (略)
[別紙4] (略)
[別紙5] (略)
[別表] (略)

[別紙3] (略)
[別紙4] (略)
[別紙5] (略)
[別紙6] (略)
[別表] (略)

